

令和 7 年第 7 回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和 7 年 5 月 29 日（木） 午後 3 時 30 分

2 場 所 市役所本庁舎 5 階第 2、第 3 会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船 田 浩
佐 藤 和 美
高 橋 隆 紀
照 井 睦 子
小 原 紀 実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	小 原 昌 江
総務課長	嶽間澤 健一郎
学校教育課長	中 村 隆 一
文化財課長	佐 藤 康 浩
学校給食センター所長	伊 藤 泰 樹
中央図書館館長	菅 原 真紀子
博物館館長	渋谷 洋 祐
鬼の館館長	斉 藤 映 子

(2) まちづくり部

まちづくり部長	皆 川 礼一郎
生涯学習文化課長	高 橋 敦 史
スポーツ推進課長	矢 後 雅 之

(3) 健康こども部

健康こども部長	高 橋 晋
子育て支援課長	久保田 達 夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の協議3件が原案のとおり承認された。

協議第6号 北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

協議第7号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について

協議第8号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後 3 時30分)

教育長

ただいまから令和 7 年第 7 回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第 1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第 2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

教育長

それでは、日程第 3 議事に入ります。

お謀りします。

協議第 6 号「北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」と協議第 7 号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第6号「北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」と、協議第7号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第6号 北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例及び協議第7号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

はじめに、協議第6号 北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例は、有能な人材の育成を目的に、経済的理由により修学困難な者に対し貸与している北上市奨学金について、令和6年度において貸与者、返還者等に対して行ったアンケート調査の結果を踏まえ、月額貸与金額の増額、入学一時貸与金の導入、振込回数の変更等をしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

次に、協議第7号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について申し上げます。

この規則は、市内定住者に対する返還減免の対象者であることを確認するための所得金額について、前々年の所得金額から前年の所得金額に変更するほか、条例改正に合わせた様式の変更をしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

以上2件について、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第6号及び協議第7号について、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

補足の説明はありますか。

総務課長

目的としましては、物価や学費の高騰がある中で、学生やその家庭の経済的な負担軽減を図るため、入学一時金の導入及び月額貸与金額の増額の見直しを行うもので、そのためのアンケート調査を令和6年度に実施しました。

アンケート調査は2回行っております。

第1回については、貸与者、返還者及びその家族の301名から110件の回答があったところで、現状把握として、市の奨学金の他に奨学金を借りているか、貸与総額はいくらか、奨学金の利用目的はなにかといった基本的な内容をお聞きしております。

調査のその他で改善希望を書いていたところ、初回の貸与時期を早めて欲しいが18件、貸与決定時期を早めて欲しいが14件、一括貸与して欲しいが12件、要望があったところであります。

第2回のアンケートについては、貸与者に限って57名に質問しておりまして、27件の回答を得ており、第1回のアンケートの現状把握を踏まえて、具体的な内容を詰めるということで、3項目をお聞きしております。

①の月額の貸与金額の増額については、現状のまま、3万円のままで良いとする声が48パーセントであった一方で、5万円の増額、4万円の増額併せて52パーセントの回答があったところです。

②の入学一時貸与金の必要性については、67パーセントの3分の2の方が必要性を感じたといった回答でありました。

③の入学一時貸与金の貸与希望額については、質問で設定している中で一番高い30万円が、56パーセントの希望があったところです。

これを受けて見直した内容ですが、4点ございます。

①が、入学一時貸与金の導入。アンケートで希望が多かった30万円を追加いたします。これについては選択性として希望の有無をお聞きして、希望のあった方に貸与します。

②が、大学生等に対する月額貸与金を3万円から5万円まで増額する。現状は3万円の1種類ですが、これを1万円単位で、3万円、4万円、5万円と選んでいただけるようにする。

③が、貸与振込回数を選択可能とする。現状は、毎月の振込みのみとなっているが、奨学金の使い道としては学費に充てるというのが一番多かった。その学費の振込み形態は、年1回、年2回

というものがあるが、これに合わせ、奨学金の振込みも年1回、年2回を選択出来るようにする。

④が、貸与候補者の決定時期及び初回貸与時期を早める。一次申込期限と二次申込期限を設定し、入学を確認次第、4月から貸与を開始していきたいと考えております。現状につきましては、年度末の2月、3月に申込みを受け付け、4月に在学証明書を提出していただいてから、5月に選考委員会を開催して、6月に初回の貸与をしてるところですが、これを、入学する年度の前年の7月から9月に一時申込みを受け付け、9月に1回目の選考委員会を開催して候補者を決定する。年度末の2月、3月にも二次申込みを受け付け、3月に選考委員会を開催し追加の候補者を決定する。4月に入り、在学証明書を提出していただき、それを確認した後、4月から初回の貸与をしていくことを考えております。これらは、アンケートで要望があったことに対応していくものです。

見直し内容の2つ目です。

市内に定住している方に対する奨学金の返還減免の要件としまして、就業していることとあるのですが、これを確認するために所得金額を確認しております。今の規定では前々年の所得金額としているところ、原則として前年の所得金額としたいものであります。

この理由につきましては、前回、令和6年2月に規則の一部改正を行いまして、定住減免の要件を、減免を受けようとする年の前年の1月1日において市内に住所を有する者から市内に1年以上住所を有する者に改めましたが、この改正によって、申請時期がいつでもよいことになりました。申請時期によっては、前年の所得金額が確認できることが分かりましたので、今回、所得金額を確認する基準を、原則として前年にしようとするものであります。

只今協議いただいております条例規則の改正につきまして、確認いただきましたら、条例については6月議会に上程し、議決をいただいた後、公布するスケジュールを考えております。

教育長

今年4月に入学した方については、先日、選考委員会を開催して、6月に1回目の振込みが行われるのが現行の制度ですが、改正すれば、来年度入学する方が7月に申込みでき、9月に選考委

員会をして、来年の４月に１回目が振り込まれるといった、借り方にとって望む形に改正しようとするものです。

御質問はございませんか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、協議第６号及び協議第７号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

御異議なしと認めます。よって、協議第６号及び協議第７号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第８号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第８号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会を設置しておりますが、令和７年５月３１日をもって委員全員の任期が満了することから、新たに７名の委員を委嘱するとともに、１名の委員を任命しようとするものであります。

任期は、本条例第５条により１年とし、令和７年６月１日から令和８年５月３１日までとするものであります。

今回は、

・中部教育事務所在学青少年指導員 盛島 徹氏

・江釣子中学校教諭 齋藤 千香子氏

を、昨年に引き続き委嘱するとともに、

・盛岡地方法務局花巻支局長 小山 敏政氏

・北上警察署生活安全課長 佐々木 雅章氏

- ・鬼柳小学校長 佐藤 一成氏、
同じく、鬼柳小学校教諭 高木 優志氏
- ・江釣子中学校長 長畑 滋彦氏

を、新たに委嘱しますが、いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御協議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第8号について、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

補足の説明はありますか。

学校教育課長

別紙の北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の専任区分をご覧ください。北上市いじめ問題対策連絡協議会委員は、関係機関等の職員及び市の職員の10名以内をもって組織することとなっており、いじめ防止等に係る関係機関及び団体として、法務局関係者1名、警察関係者1名、教育事務所関係者1名、小學校生徒指導連絡協議会関係者2名、中・高生徒指導連絡協議会関係者2名に市の職員を加えた8名をもって組織しようとするものであります。

教育長

御質問はございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

なお、この委員会は、いじめ重大事態があったときに調査する調査委員会とは別なものでございます。常設で、年に何回か会議を開催して、いじめ対策についてご意見をいただくものです。

いじめ重大事態が発生したときの調査委員会は、また別の方で組織するものが立ち上がることになります。

それでは、協議第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議ないことを確認)

御異議なしと認めます。よって、協議第 8 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後 3 時 55 分)

会議録作成者 教育長 船 田 浩

令和 7 年 5 月 29 日